

「第 8 回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

Q. 【議会報告会記録作成について】 ①第 7 回の報告会議事で 2 週間を目処とあるが、8 月 3 日開催でホームページでは 10 月 1 日と守られていない様だが理由は。今後はどうする。 ②同様の報告会での議論内容の掲載はされているのか。	
1	議会の見解 第 6 回報告会で同様の質問があり、議会の見解を、現在ホームページで公表していますので、参考にして下さい。 改めて説明しますが、公表対象分は 2 通りあります。 まず、「報告会記録（要点筆記）」は、議会報告会後概ね 2 週間を目途に作成し、直近の議会改革特別委員会で協議・承認され、議会事務局で保管します。内容の閲覧は、議会事務局までお越しいただき、情報公開条例の閲覧請求に基づき閲覧して下さい。 なお「議会報告会報告書」は、報告会記録（要点筆記）の質問・意見を抜粋し、アンケート結果と併せて議会改革特別委員会の承認を経てホームページ等で公表しています。 次に、「市民からのご意見」に対する回答は、議会報告会後の直近の議会改革特別委員会で、議会と市当局で作成するものを振り分け、概ね 2 カ月以内（市当局作成分が多く 1.5 ～ 2 カ月を要する）で作成し、直近の議会改革特別委員会で承認されたものから順次ホームページ等で公表しています。